

平成 22 年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第 11 条の規定により、別紙のとおり運営状況を報告する。

中野区長 田中 大輔

中野区職員倫理条例第 11 条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について報告する。

1 運営状況の期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

2 報告内容

(1) 中野区職員倫理条例第 6 条（公益通報）について

ア 公益通報の件数 1 件

イ 公益通報に係る事実の概要

通報者から次の通報を受けた。

住民情報系システムの再構築作業の過程で、受託事業者の社員による個人情報へのアクセス・不正利用などの事象を発見した。この件について、担当係長、担当副参事（以下「被通報者」という。）に報告したが、情報安全対策上の不備があったにもかかわらず、何らの対応をしていない。被通報者は、速やかに事実を被通報者の上司に報告の上、事後対策をとるべきである。

ウ 中野区法令遵守審査会の報告の概要

本件公益通報については、被通報者が法令等に違反し、また、区民などの生命や身体、財産に対して重大な危害や損害が発生するおそれがある行為を行っていたとは認められないとの判断に至った。

エ 区長が講じた措置の概要

（なし）

(2) 中野区職員倫理条例第 8 条（不当要求行為）について

ア 不当要求行為等の件数 0 件

イ 不当要求行為等の概要

（なし）

ウ 中野区法令遵守審査会の答申の概要

（なし）

エ 区長が講じた措置の概要

（なし）